

令和8年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 6 月 会 議 会 議 録 (第2日)

議事日程 (第2号)

令和8年6月16日 午前10時00分開議

日程第1	報告第2号	壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の報告について	質疑なし、報告済
日程第2	報告第3号	壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について	質疑あり、報告済
日程第3	報告第4号	損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	質疑なし、報告済
日程第4	報告第5号	令和7年度壱岐市一般会計補正予算(第10号)の専決処分の報告について	質疑あり、報告済
日程第5	報告第6号	令和7年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	質疑なし、報告済
日程第6	報告第7号	令和7年度壱岐市下水道事業会計予算の繰越計算書の報告について	質疑なし、報告済
日程第7	議案第32号	壱岐市監査委員条例の一部改正について	質疑なし、総務産業常任委員会付託
日程第8	議案第33号	壱岐市証紙徴収条例の廃止について	質疑あり、総務産業常任委員会付託
日程第9	議案第34号	壱岐市教職員宿舍の設置に関する条例の一部改正について	質疑なし、市民文教常任委員会付託
日程第10	議案第35号	サンドーム壱岐条例の廃止について	質疑あり、総務産業常任委員会付託
日程第11	議案第36号	壱岐市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	質疑なし、総務産業常任委員会付託
日程第12	議案第37号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画(変更)の策定について	質疑なし、総務産業常任委員会付託
日程第13	議案第38号	令和8年度壱岐市一般会計補正予算(第1号)	予算特別委員会付託

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

出席議員 (16名)

1 番 菊池 弘太君

2 番 酒井 真吾君

3 番 松本 順子君

4 番 樋口伊久磨君

5 番 武原由里子君	6 番 山口 欽秀君
7 番 山内 豊君	8 番 山川 忠久君
9 番 植村 圭司君	10番 清水 修君
11番 赤木 貴尚君	12番 音嶋 正吾君
13番 小金丸益明君	14番 中田 恭一君
15番 中原 正博君	16番 土谷 勇二君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 草合 正吉君 議会事務局次長 古賀 和恵君
議会事務局書記 川村 亮君

説明のため出席した者の職氏名

市長	篠原 一生君	副市長	中上 良二君
教育長	山口 千樹君	地域振興部長	塚本 和広君
市民生活部長	目良 顕隆君	健康未来部長	村田 靖君
産業推進部長	松嶋 要次君	社会基盤部長	平本 善広君
消防本部消防長	山川 康君	教育次長	平田 竜次君
総務部次長	小川 和伸君	地域振興部次長	岡部 一也君
健康未来部次長	小金丸茂美君	総務課長	渡野 浩司君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	松永 淳志君
監査委員事務局長	竹藤 浩二君		

午前10時00分開議

○議長（土谷 勇二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 報告第2号～日程第6. 報告第7号

○議長（土谷 勇二君） 日程第1、報告第2号から日程第6、報告第7号までの6件を議題とし、これから一括して質疑を行います。

報告第3号について、質疑の通告があつておりますので、これを許します。6番、山口欽秀議員。

○議員（6番 山口 欽秀君） 報告第3号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正についてに関することではありますが、これは国が進める子ども・子育て支援ということでの国保税に上乗せする形での徴収のところであります。

とりわけ子ども・子育て支援というのは少子化対策として、国も大いに進めているところではありますが、一方で、国保はとりわけ国保税を納める市民がかなり低収入の方が多くて負担が多いということの中での今回の子ども・子育て支援金の徴収でありますので、その辺りでまず1点目で、国保で1世帯当たり、後期高齢者の方で平均月どのくらいの負担増になっていくのかという点。

そして今後、令和9年、10年とこの支援金の増額が既になされるようになっているわけですので、令和9年、10年、この支援金はどのくらい負担増額されていくのかということでもあります。

そして3点目、国保をなかなか払いたくても払えないという世帯が多くて滞納が一定あるわけではありますが、そういう中でこの保険料の滞納があつた場合、子ども・子育て支援金の滞納によるペナルティー、子どもに対する、それから出産等と夫婦等への影響等があるのかどうか、そのあたりをお聞かせください。

○議長（土谷 勇二君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。目良市民生活部長。

○市民生活部長（目良 顕隆君） おはようございます。山口議員の御質問にお答えをいたします。

まず1点目の、壱岐市における子ども・子育て支援金について、国保で1世帯当たり、後期高齢者1人当たりの平均月額負担はどれだけかということでございますけれども、令和8年度壱岐市国民健康保険税における子ども・子育て支援納付金の額は、県より市町村に割り当てられており、相当する金額を国保税の子ども・子育て支援分として確保する制度となっております。

令和8年度の壱岐市の国民健康保険の負担金額でございますけれども、平均で1世帯当たり月額290円でございます。1人当たりにしますと平均で月額192円となっております。

また、後期高齢者医療につきましては、同様に国が示す割当金額により、長崎県後期高齢者医療連合会で付加事務を行います。令和8年度の付加が今月決定されることとなっております。現時点ではお示しすることができませんけれども、試算時点では令和8年度の子ども・子育て支援納付金の額は1人当たり月額100円の負担となる見込みでございます。

次に、2点目の国民健康保険後期高齢者医療の令和9年度、10年度の支援金の予想額はどれだけかということでございますが、具体的な金額については、県及び後期高齢者医療広域連合からは示されておられません。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律によりまして、国の支援金の総額について、令和8年度が6,000億円、令和9年度が8,000億円、令和10年度が1兆円と段階的に導入されることとされておりまして、これに準じて増額すると想定しますと、国民健康保険の場合、単純計算で令和9年度は1世帯当たりの平均月額が約387円、被保険者1人当たり平均月額は約256円となる見込みでございます。令和10年度につきましては、同様に1世帯当たりの平均月額は約483円、被保険者1人当たりになりますと約320円となる見込みでございます。

また、後期高齢者医療におきましては、1人当たりの月額は令和9年度が133円、令和10年度が167円と見込まれております。

次に、3点目の保険料滞納に伴う給付差止めによる児童手当等の支給停止はあるのかについてでございますが、はじめに児童手当は、児童の健全な育成を支援することを目的として児童手当法の規定に基づき支給対象児童の保護者に支給される手当でございます。同法第15条の規定によりまして、受給権の譲渡、担保、差押えが禁止されております。保険料、給食費など、子どもの養育に直接関係する特定の費用において、保護者の同意、申出に基づいて直接徴収する場合を除きまして、市町村の税や使用料の滞納、未納を理由として、未納分への充当することはできないこととなっております。

また、支給停止等の支払期限の制限につきましては、現況届が提出されなかった場合、未申請や手続が遅れた場合、海外転出の場合に限られておるところです。したがって、議員御質問の保険料滞納に伴う給付差止めによる児童手当の支給停止はあるのかという御質問については、法制度上認められておりませんので、支給停止はございません。

以上でございます。

○議長（土谷 勇二君） 山口議員。

○議員（6番 山口 欽秀君） 今答弁されましたように、月額当たり290円、300円近く負担が増えて1年分というと3,000円から4,000円ぐらいの負担が行くと。これが9年度、10年度と増えていくという状態であります。

一定の減免措置はありますけれども、全体として国保料の引き上げが続いていくんではないかなということで、この物価高の中で住民負担というのが、一層負担が増えるというようなことを考えるわけですが、この国保税も今の物価高、それから高齢者の年金の生活の状況等で、かなり負担増が目に見えている。それから滞納も一定の水準にあるわけですからこのあたり国保税、この子ども・子育て支援金に伴う引上げが3年間続くという中で、国保税の引上げに対して一定の歯止めになるような考えが、壱岐市としてあるのかどうかお聞かせください。

それから3点目に関わってですが、児童手当については支給停止はないということですが、ほかに妊婦支援給付金とか、それから出生後の休業支援給付金、育児時短就業給付金とか、

子育て世代に対する支援についても同様に停止はないのかどうかということ。それから子ども・子育て支援金が県からこれだけ上納してくださいよということで、壱岐市は子ども金庫に対して求められたやつを一定納めるわけですね。当然滞納額については納められない状態になるわけで、そういう場合は市が肩代わりして子ども金庫に納めるというふうになるわけでしょうから、そのあたりの子ども金庫への上納、そして滞納による不足分についての対応については、どのような考えで対応されていこうという考えなのかお聞かせください。お願いします。

○議長（土谷 勇二君） 村田健康未来部長。

○健康未来部長（村田 靖君） 国保財政のほう健康未来部で担当しておりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、1点目の保険税の歯止めにつきましては、従来から申し上げておりますけども、やはり医療費の適正化といいますか、保険者の皆様が健康に気を付けていただいて、医療費を上げないような取組をしていただきたいと思います。と考えております。

また、2点目の子ども・子育て支援金で給付される、大きく6つの給付の例がありますが、これにつきましては、保険納付の滞納による差止めとはございません。国において一括して給付のサービスが提供されておりますので、市のほうで関与することはございません。

また、3点目の滞納分についての対応ですけども、不足が生じた場合にはこれまでと同様に国民健康保険の財政調整基金を活用して対応することとなります。また、それでも不足する場合には、県の財政安定基金による貸付制度もありますので、子ども・子育て支援金を含めまして、必要な納付金を安定的に確保できるよう、適正な税率設定を行いまして、国保財政の健全な運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（土谷 勇二君） 山口議員。

○議員（6番 山口 欽秀君） 高い国保税をこのまま放置して値上げが続くということがないように、市として県、国へ働きかけてやっぱり根本的には国庫負担増がなければ対応できない制度であるということで制度改正も含めて、求めていただきたいと思います。

そういう中で、できるだけ値上げを抑制する。そのための取組をしていただきたい。

今言われたように、健康で病院にかかることを少なくしてほしい、それは確かで、それは市民もいろいろ努力しているわけですけど、年とともに病院通いというのは増えてしまう。医療費はどうしてもかかってしまう。この現実も見えていただいて、値上げをできるだけ抑える、そのための取組を市としてやっていただきたいということをまず一つ。

それから滞納について、子育て世帯への影響はないということでありますので、そういう点では安心しましたが、子育て以外で国保の滞納がありますので、そのあたり生活状況を踏まえた滞

納対策を壱岐市のほうもしていただくと、無理な滞納に対する対応がないようにしていただく。

それから国保がどうしても高くて病院へ通えないというようなところが広がっているわけですので、そういう意味でペナルティーをなくして、滞納をしても一定受診の機会を妨げないと、そういうことをぜひ前提に、命と暮らしを守るための対応をしていただきたいということを要望として述べて質問を終わります。

○議長（土谷 勇二君） 次に、報告第5号について質疑の通告があつていますので、これを許します。6番、山口欽秀議員。

○議員（6番 山口 欽秀君） 一般会計の補正予算の中で、専決処分として出されている教育費、教育総務費、教育指導費の中で、離島留学ホームステイ事業についてお伺いいたします。

今回、一定の減額補正がなされておりますが、どういう理由で減額が出たのか、そのあたりの事情をお聞かせください。

○議長（土谷 勇二君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。山口教育長。

○教育長（山口 千樹君） 議員が質問されていらっしゃるのは、壱岐高校の離島留学に関するホームステイ料とバス通学をする生徒のバス代の補助に関する経費でございます。

壱岐高校の離島留学生の確定が4月8日の入学式以降になるものですから、予算を要求する時点では、特に新入生の東アジア歴史・中国語コースの生徒の数が分かりませんので、ここは定員の15で計算しておりまして、要求時は全部で23名ということで要求をしております。しかし、実際に入学してきた新入生は5名でございまして、留学生全体も13名ということになります。つまり、23引く13で10名分の留学生に関する経費を、このたび減額補正をしているということでございます。

以上です。

○議長（土谷 勇二君） 山口議員。

○議員（6番 山口 欽秀君） 生徒数の減少というところでの補正という、そういう中で、この間留学生の減少が目に見えて、令和5年が35人、令和6年が31人、令和7年度23人、令和8年が18人というふうで、寄宿舎助成の人数もどんどん減っているというそういう実情であります。そういう意味で、予算的な問題よりも、今後の離島留学ホームステイ事業そのものについて一定の改善というか、問題点と改善の方向というのは一定論議されているということで、何かその点での取組を聞かせていただけたらと思います。

○議長（土谷 勇二君） 山口教育長。

○教育長（山口 千樹君） まず、高校のほうは先ほども申しましたが、全体で13名ということですが、多分このところずっとその数ぐらいで前後で推移していると思います。

それから、小中学生のいきっこ留学のほうは、今御指摘のとおり減っているんですけれども、

これは、以前起こりました事件の反省がありまして、現在、制度を見直してきたところでございます。ですから、逆に対外的に大きく宣伝をして、来てください、来てくださいということは言っていないということが原因の一つであろうと思っております。やっと、このところ制度も安定してまいりましたので、今年度から少し対外的に来てくださいというような宣伝というか、広報のようなことをしていこうと思っております。

ただ、無秩序に増やすつもりもありませんので、適正規模というのを考えながらやっていこうと思っております。

以上です。

○議長（土谷 勇二君） 山口議員。

○議員（6番 山口 欽秀君） 県のほうが公立高校の志望人数の減少とかいうのを一定問題として、高校地域連携コーディネーターの設置が2年続いています、そのコーディネーターとの連携を含めた、この離島留学生のある程度の安定的な受入れ体制というのは、一定の取組としてなされているということによろしいですか。

○議長（土谷 勇二君） 山口教育長。

○教育長（山口 千樹君） そこは、十分できていると思います。例えば、今度は入市式というのもやりましたけれども、壱岐高校のコーディネーターと我々のコーディネーターで密に連絡を取りまして、一緒に入市式をやったり、それから小中学生の留学生の交流会に高校生が顔を出してみたり、そういったこともやっておりますので、できているのではないかなというふうに考えております。

○議長（土谷 勇二君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 質疑がありませんので、以上で報告第2号ほか5件の質疑を終わります。

以上で6件の報告を終わります。

日程第7. 議案第32号～日程第12. 議案第37号

○議長（土谷 勇二君） 次に、日程第7、議案第32号から日程第12、議案第37号までの6件を議題とし、これから一括して質疑を行います。

議案第33号について、質疑の通告があっておりますので、これを許します。6番、山口欽秀議員。

○議員（6番 山口 欽秀君） 議案第33号ですが、壱岐市の証紙徴収条例の廃止ということで、そのためのキャッシュレス決済の方法であります、キャッシュレス決済にするよとそういう報

告でありますので、どのようなキャッシュレス決済方法になって、このことによって市民の利便性、これまでと違ってどういう利便性があるというふうに考えてこの方法になったのか、そのあたりの説明をお願いいたします。

○議長（土谷 勇二君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。松永会計管理者。

○会計管理者（松永 淳志君） おはようございます。山口議員の御質問にお答えいたします。

現在、導入事業者との調整を行っておりますが、窓口に自動釣銭機及びキャッシュレス決済端末を導入し現金による納付に加えまして、クレジットカード、電子マネー及びQR決済など、多様な決済方法に対応する予定としております。

利用者の皆様の利便性向上につながるよう、導入に向け準備を進めているところでございます。以上でございます。

○議長（土谷 勇二君） 山口議員。

○議員（6番 山口 欽秀君） 今の説明だと先に各支所とか各庁舎に導入された自動釣銭機ですよ。このキャッシュレス機能を持っているのでということで、これを利用するということではなくということなんですね。とりわけ高齢者がこの機能を使うわけで、現金での自動釣銭機を利用して現金での手続もこれは可能だということで理解していいわけですね。特に、キャッシュカードとかそういう必要はないという点ですよ。これは各支所だけですよ、条例証紙の購入については。その点で高齢者の利用については支障は生じないという判断でよろしいですか。

○議長（土谷 勇二君） 松永会計管理者。

○会計管理者（松永 淳志君） 4庁舎と湯本、箱崎、那賀事務所に導入する予定にしております。以上です。

○議長（土谷 勇二君） 山口議員。

○議員（6番 山口 欽秀君） 先に導入された機械を利用して証紙購入をするという手続になるということですね。証紙そのものを、代わりにお金を払うということですよ。

とりわけキャッシュカードの問題ですが、使えるカードというのは限定があるんでしょうか。いろんなカードがありますし、交通系のカードがありますし、それからスマホを使った決済方法がありますが、そのあたりの対応については市民に周知を含めて今後どういう形になるのか、説明をお願いできますか。

○議長（土谷 勇二君） 松永会計管理者。

○会計管理者（松永 淳志君） 今言われましたICカード、QRコード決済できますので、そこは問題ないと思っております。

そして、また広報紙、ホームページで周知をしまっているようにしておりますので、このところでも確認ができると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（土谷 勇二君） 次に、議案第35号について質疑の通告がっておりますので、これを許します。6番、山口欽秀議員。

○議員（6番 山口 欽秀君） 引き続きお願いします。サンドーム壱岐条例の廃止であります。それに関わって、今後サンドームがどういう形で利用されるのか、そのあたりがはっきりした説明にないまま条例だけの廃止ということでの提案でありますので、そこでお聞きします。

まず、どこにこのサンドームを貸付けしようと考えていらっしゃるか。それから貸付けの条件というのはどのようなものであるのか。期間とか貸付料とかいろいろ決まっていると思うんで、そのあたり。

そして根本的にサンドーム、これまで使用がなかったわけですけども、これを有効利用することでしょうから、今後どのような形で利用されていくのか。そのことによって、市民にも利用のときにメリットがあるのか、そのあたり含めて利用方法全体の考え方をお聞かせください。

○議長（土谷 勇二君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。塚本地域振興部長。

○地域振興部長（塚本 和広君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

まず1番目の御質問ですが、遊休施設であるサンドーム壱岐を民間が保有するノウハウや資金を最大限に生かした新たな起業の促進や雇用の創出など地域の活性化に資する利活用を図るため、令和8年4月8日にサンドーム壱岐利活用に係る公募型プロポーザルを募集し、1社の申込みがあり、5月11日に本プロポーザルに係る審査会を開催いたしました。

審査の結果、北九州市の学校法人国際志学園を貸付候補者として決定したところでございます。

2番目の御質問ですが、貸付施設はサンドーム壱岐本館の建物とし、貸付期間については、原則10年以内、その後更新することができるものとしております。

なお、当該施設の改修に係る費用については、貸付候補者が負担することとしております。

現在は、貸付候補者と契約締結に向けて、貸付条件、貸付期間等の内容を調整しているところでございまして、次のステップへ移行するには、もうしばらく時間を要する予定です。

3番目の御質問ですが、学校法人国際志学園は医療スポーツや理容美容など専門学校を北九州市などで運営されており、来年2027年4月、当該施設にドルフィントレーナー育成を中心とした専門学校の開設を目指されております。サンドームでの座学、イルカパークでの実地学習になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（土谷 勇二君） 山口議員。

○議員（6番 山口 欽秀君） 貸付候補が分かりました。それから貸付けについても、今後ということではありますが、貸付けるためには市の一定の整備を行った上での貸付けということである

ので、そのあたりの費用とか、貸付けが開始される、いつまでに改修して貸付けるという、そういう日程的なものが目標があるのか。

それからイルカパークとの関係がある利用ですので、とりわけイルカパークが今後も存続するのかという議論も抜きに、これは続くんだと、10年以上も続くんだという、そういう前提で今後イルカをどうするかというところも含めた、イルカパークの在り方との関係もありますが、そのあたりの議論はしっかりするべきではないかなと思いますが、その点での利用方法についての疑問についても答えていただけますか。

○議長（土谷 勇二君） 塚本地域振興部長。

○地域振興部長（塚本 和広君） 山口議員の再度の御質問にお答えをいたします。

先ほども申し上げましたが、整備については貸付けの候補者が負担するという事で、市が基本的に整備とかするようなことはございません。

それからイルカパークとの関連でございますけども、令和7年の12月議会におきまして、指定管理者の議決をいただいたところでございます。その際に財務の改善というところで、専門学校を誘致して会社の経営を順調に乗せていきたいというところでございました。

そのようなところもございまして、またサンドームという遊休施設を有効活用できるというところでございますので、市としても全面的にバックアップをしていきたいというところで考えております。

以上でございます。

○議長（土谷 勇二君） 山口議員。

○議員（6番 山口 欽秀君） 利用貸付条件をしっかりと市が持ち出しがないような形で、市民の雇用も含めて膨らむ形での利用が必要かなと。

それからイルカパークについても、やはりいろいろな検討課題、イルカを飼うためにいろんな改善方法が提言がなされてきて、一定の網を奥に張るとかいろいろ改善も進めてありますが、そういう改善を進めながら、イルカの飼育が今後も続けるのかというところも含めた議論もしていくことが必要かなということで、専門学校に貸したからというだけではなくて、根本的な問題も解決に取り組んでいくということを一方でしながら進めていただきたいということを意見述べて終わります。

○議長（土谷 勇二君） 同じく、5番、武原由里子議員からも質疑の通告がっておりますので、これを許します。5番、武原議員。

○議員（5番 武原 由里子君） 私のほうからは6点質問通告しております。回答が先ほどあったものもありますけれども、再度お聞きいたします。

まず1つ目です。貸付予定のサンドーム壱岐において、市が負担する工事、整備の内容について

てお尋ねいたします。また、現時点での概算額があればお聞きいたします。

2点目、貸付収入と市の負担額を比較した場合の収支のシミュレーションが必要だと考えますが、作成される予定はあるのでしょうか。

3点目、貸付料を決定する際には、不動産鑑定評価、固定資産評価額、類似事例との比較検証は行っておられますでしょうか。

4点目、イルカトレーナー養成の専門学校を誘致するということですが、イルカが死亡または高齢化の場合の調達責任及び費用負担は誰が担うのか、将来的に市がイルカ購入費を負担する可能性はあるのかお尋ねします。

5点目、サンドーム壱岐を貸付けることによって、今後最長10年間の場合の財政効果の見込みをお示してください。

6点目、市民1人当たりの負担額がどの程度軽減されると試算されているのかお尋ねいたします。

○議長（土谷 勇二君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。塚本地域振興部長。

○地域振興部長（塚本 和広君） 武原議員の御質問にお答えいたします。

1番目の御質問ですが、遊休施設であるサンドーム壱岐を、民間が保有するノウハウや資金を最大限に生かした新たな企業の促進や雇用の創出など、地域の活性化に資する利活用を図るため、令和8年4月8日にサンドーム壱岐利活用に係る公募型プロポーザルを実施し、壱岐市のホームページや各庁舎掲示板にて広く周知を図りました。

本プロポーザル実施要綱2、概要の（4）条件に記載しておりますように、当該施設の改修に係る費用について契約候補者にて負担することとなっておりますので、基本的に市が負担する工事、整備は想定しておりません。

2番目と3番目の御質問ですが、令和8年5月11日に本プロポーザルに係る審査会を開催いたしました。審査の結果、北九州市の学校法人国際志学園を貸付候補者に決定し、現在、契約の内容について協議を進めているところです。

同学園は、医療スポーツや理容・美容などの専門学校を北九州市などで運営されております。貸付料の決定については、サンドーム壱岐の不動産鑑定を行うとともに、固定資産評価調書の取得、類似事例等との比較、検証を進めております。

基本的に市が負担する工事、整備は想定しておりませんので、貸付収入と負担額を比較した収支シミュレーションを行う予定はありません。

4番目の御質問ですが、イルカトレーナー養成専門学校の誘致につきましては、教育、人材育成機能の充実を図るものであり、これによってイルカの所有や飼育管理に関する責任の所在が変わるものではございません。

現在、イルカの調達や飼育に関する具体的な費用負担については、指定管理者との協定書に基

づき、対応することとしております。仮にイルカが死亡した場合や高齢化により新たな個体の導入が必要となった場合には、その原因や状況、施設運営への影響等を踏まえ、市と指定管理者が協議の上、対応を決定することとなります。

なお、イルカに対して過度のストレス等がかからないように、個体ごとの体調管理に努め、体験プログラムの回数や度合いも通常の水族館の3分の1程度に抑えるなど、イルカファーストで飼育環境の向上を図っているところであります。今後につきましても協定書等に基づき責任の所在を明確にしながら、適切な施設運営が図られるよう努めてまいります。

5番目と6番目の御質問ですが、1つ目の回答と重複をいたしますが、遊休施設となっているサンドーム壱岐を、民間が保有するノウハウや資金を最大限に生かした新たな企業の促進や雇用の創出など、地域の活性化に資する利活用を図るため、公募で広く提案を募集し、このたび学校法人国際志学園を貸付候補者として決定いたしました。

今回、専門学校が進出することで、若年人口の増加によるアルバイト等の労働人口の確保、食費や家賃等の島内消費循環、関係人口の拡大など、様々な経済効果が期待できます。また、法人税など壱岐の税收アップにもつながると見込まれ、維持管理に係る費用負担部分が軽減されることになるので、一定の財政効果はあろうかと思えます。

なお、市民一人当たりの負担額の軽減は、市が負担する工事、整備は基本的に想定しておりませんので、試算しておりません。

以上でございます。

○議長（土谷 勇二君） 武原議員。

○議員（5番 武原 由里子君） 今の御回答に再度質問いたします。

通常の貸付けでありますと建物は市の所有になりますので付帯設備の、例えば浄化槽、または給配水設備、消防設備、雨漏対策、アスベスト対応などなど、その所有をしている壱岐市が管理等する内容になると思うのですが、今私が挙げました内容についても、事業者、公募選定されました専門学校の方が負担するという考えでよろしいでしょうか。1点目です。

また、市のほうの負担がないということで、シミュレーション等はされていないということでしたが、もし今私が述べました点について市が負担するとなると、やはり金額、税金がそこに投入されるわけですので、具体的にその時点ではやはりシミュレーションが必要かと思いますので、御検討をお願いいたします。

4番のところでは、イルカのトレーナー養成ということで、イルカがいなかったら実際に専門学校の生徒さんが来たときには実地ができなくなるようなことですので、今の回答では、協定書に沿って壱岐市と指定管理者が検討するという回答でした。

今回、サンドーム壱岐だけのことでなくなるというか、やっぱり影響が出てきますので、そ

の辺りも検討しながらされていると思いますが、その辺りもきちんと契約内容、また指定管理者との話がどの程度いつているのかが、今全く市民にも議会にも全く分からない状態で、この条例廃止の提案がございましたので、今回質問しております。

経済効果としては、地域への若年人口が増え、交流人口や法人税のことも挙げてございました。その辺り、地域の方々のすごく前向きな反応は聞いておりますので、その辺りでの経済効果というのはプラスになっていると思います。

今、最初に私が述べましたところの負担については、市のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（土谷 勇二君） 塚本地域振興部長。

○地域振興部長（塚本 和広君） 武原議員の再度の御質問にお答えをいたしたいと思います。

先ほど申し上げましたように、改修等につきましては、基本的に貸付候補者、国際志学園の負担となるということにしております。

先ほど、所有者責任というところがございました。もしそういったものが出てくれば、市の所有者としての責任があらうかと思っておりますので、その辺は相手方と協議をしながら対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（土谷 勇二君） 武原議員。

○議員（5番 武原 由里子君） かなり改修には費用がかかる施設だと思いますので、専門学校の方もかなり大変ではないかと考えております。やはり、実際に市の所有物、行政財産を普通財産にしたとしても市のものですので、その辺りはきちんと市のほうでやっぱりすべきものがあるとは思っておりますので、そこもきちんと契約前に確認されて、できましたら議会のほうにもその辺りお金が税金を投入することになれば、やはりきちんと説明をしていただきたいと思いますと思いますが、そういう機会をつくっていただけますでしょうか。

○議長（土谷 勇二君） 塚本地域振興部長。

○地域振興部長（塚本 和広君） 武原議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

これから詳細のところを先方と詰めていきたいと思っております。折に触れて、議会のほうにもきちんと御説明をして納得のいく形で契約締結ができるように進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（土谷 勇二君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 質疑はありませんので、以上で議案第32号ほか5件の質疑を終わります。

日程第13. 議案第38号

○議長（土谷 勇二君） 次に、日程第13、議案第38号を議題とします。

本件につきましては、議長を除く15名で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会をお願いいたします。

以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより委員会付託を行います。

議案第32号から議案第37号まで6件をタブレットに配信しております議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

お諮りします。議案第38号は、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く15名を指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く15名を予算特別委員に任命することに決定しました。

今定例会における予算特別委員会の正副委員長につきましては、議会運営委員会で協議し、市民文教常任委員の中からとし、委員長に酒井真吾議員、副委員長に武原由里子議員と決定しましたので、御報告いたします。

○議長（土谷 勇二君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、明日6月17日水曜日午前10時から開き、なお、17、18日、19日、3日間是一般質問となっております。計12名の議員が登壇予定です。

ケーブルテレビ、壱岐エフエムで中継をいたしますので、御視聴をお願いいたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時43分散会
